

地方税法の一部改正に伴う市税条例の改正の概要

(平成25年6月17日条例第11号)

「地方税法の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、市税条例の規定整備を行いました。

個人市民税において、消費税引上げに伴う対応として住宅ローン控除の延長・拡充を図る等、必要な制度改正を行っています。

(改正内容)

1 個人市民税

(1) 住宅ローン控除の延長・拡充

消費税引上げに伴う対応の一つとして、住宅ローン控除の対象期間を平成29年末入居分まで延長する。また、平成26年4月から平成29年12月までの期間は控除限度額を所得税の課税総所得金額等の7パーセント（最高13.65万円）に拡充する。

【参考】住宅ローン控除の延長・拡充

	居 住 開 始 年 月		
	現行（～平成25年12月）	平成26年1月～3月	平成26年4月～平成29年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）	所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）	所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）※

※ 平成26年4月から平成29年12月までの金額は、購入した住宅に係る消費税率が8パーセント又は10パーセントである場合の措置

(2) 特定公社債等の課税の見直し

個人投資家の積極的な市場参加を促す環境整備等に向けた金融・証券課税の一体化のため、特定公社債等※¹の利子及び譲渡損益について、上場株式等の配当及び譲渡損益と同じ税率及び課税方式とし、これら間で損益通算等を行うことができるようにする。

※¹ 国債、地方債等の特定公社債のほか、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権等をいう。

【参考】特定公社債等の課税の見直し

	【特定公社債等】		【上場株式等】
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 損益通算範囲の拡大 (改正案) </div>		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">利 子</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 損益通算範囲 (現行) </div>
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">譲渡損益</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">配 当</div>
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">譲渡損益</div>
税率 課税方式	現 行	改正案	源泉徴収又は申告分離課税 ^{※2} (いずれも5%)
	利子：5%の源泉徴収 譲渡益：非課税	源泉徴収又は申告分離課税 (いずれも5%)	

※2 上場株式等の配当・譲渡益の税率は平成25年中の所得まで3パーセント

(3) 住宅ローン控除の延長・拡充

消費税引上げに伴う対応の一つとして、住宅ローン控除の対象期間を平成29年末入居分まで延長する。また、平成26年4月から平成29年12月までの期間は控除限度額を所得税の課税総所得金額等の7パーセント（最高13.65万円）に拡充する。

【参考】住宅ローン控除の延長・拡充

	居 住 開 始 年 月		
	現行 (～平成25年12月)	平成26年1月～3月	平成26年4月～平成29年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5% (最高9.75万円)	所得税の課税総所得金額等の5% (最高9.75万円)	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円) ※

※ 平成26年4月から平成29年12月までの金額は、購入した住宅に係る消費税率が8パーセント又は10パーセントである場合の措置

(4) 公的年金からの特別徴収制度の見直し

ア 公的年金受給者の納税の便宜等の観点から、一旦税額に変更が生じると、1年度の納期間で徴収額が異なる現象が継続する公的年金等に係る特別徴収の現行制度について、納期間の徴収額の平準化を図る。

イ 公的年金受給者の納税の便宜等の観点から、年の途中で市外に転出した者等について、一定の要件のもと、公的年金等に係る特別徴収を継続する。

【参考】特別徴収税額の算定方法の見直し

現 行	改 正 案
仮徴収額 (4・6・8月) = 前年度分の本徴収額 ÷ 3 本徴収額 (10・12・2月) = (年税額 - 仮徴収額) ÷ 3	仮徴収額 (4・6・8月) = (前年度分の年税額 × 1/2) ÷ 3 本徴収額 (10・12・2月) = (年税額 - 仮徴収額) ÷ 3

(例) 65歳以上の夫婦世帯 (夫の個人住民税額 60,000円 (所得割額 56,000円, 均等割 4,000円), 妻は非課税)

年度	年税額	現行		改正案	
		仮徴収額	本徴収額	仮徴収額	本徴収額
N	60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
N+1	36,000円 (医療費控除の増加など)	10,000円	2,000円	10,000円	2,000円
N+2	60,000円	2,000円	18,000円	6,000円	14,000円
N+3	60,000円	18,000円	2,000円	10,000円	10,000円

納期間の徴収額の不均衡が継続

納期間の徴収額の不均衡が平準化 (年税額が2年連続で同額の場合)

2 納税環境整備

(1) 市税に係る延滞金の割合の見直し

現在の金利状況に合わせ、市税に係る延滞金の割合を引き下げる。

【参考】市税に係る延滞金の割合に係る改正の概要

内容		本則	現行の特例 (公定歩合+4%)	改正後の特例
延滞金	法定納期限を徒過し履行遅滞となった納税者に課されるもの	14.6%	—	<特例の創設> (特例基準割合*) + 7.3% (早期納付を促す) (特例基準割合) + 1% (早期納付を促す) 特例基準割合
1箇月以内等	納期限後1箇月以内等については、早期納付を促す観点から低い利率	7.3%	4.3%	
納期限の延長等	法人の市民税に係る納期限の延長等の場合には、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減	7.3%	4.3%	

※ 財務大臣が告示する短期貸出約定平均金利に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。市場の金利から、仮に平成25年分の特例基準割合を試算すると、同割合は、約2.0パーセントとなる。

(2) 処分に係る理由附記

市長が地方税に関する不利益処分又は申請により求められた許認可等を拒否する処分を行う場合、行政手続条例の規定に基づき理由を附記することとする。

3 その他

その他必要な規定整備を行う。